

<加算について>

項目	内容	金額
初回加算	新たに訪問介護計画を作成し、サービスを行った場合	200 円/月
緊急時訪問介護加算	居宅サービス計画外の緊急の訪問介護を行った場合	100 円/回
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 22.4%	

<減算について>

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%
事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%
正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が 90/100 以上の場合 (事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合を除く)	所定単位数の 12%

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て 2 人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の 2 倍になります。
- ※ 利用者の都合による当日の利用キャンセルにつきましては、キャンセル料として 800 円徴収させていただきます。
- ※ 要介護度が 4 又は 5 の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20 分～30 分程度以上）を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車椅子へ移乗介助し、車椅子を押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス  
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
- ※ 保険給付として不適切な事例への対応について
  - < 1 > 次に掲げるように保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
  - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為
    - 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為
    - ・利用者以外のものにかかる洗濯・調理・買い物・布団干し
    - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
    - ・来客の応接（お茶・食事の手配等）